

# 札幌市民憲章

わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です。

元気ではたらき、豊かなまちにしましょう。  
空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。  
きまりをよくまもり、住みよいまちにしましょう。  
未来をつくる子どものしあわせなまちにしましょう。  
世界とむすぶ高い文化のまちにしましょう。

(昭和38年11月3日制定)  
(昭和61年6月6日一部改正)

# 札幌市平和都市宣言

戦争のない平和な世界を築くことは、人類共通の願いです。

この切なる願いにもかかわらず、平和に対する脅威、特に核兵器の脅威から、人類は今なお自由ではありません。

私たちは、戦争こそ地球環境を破壊する最大のものであり、平和にまさる市民福祉はないとの考えのもとに、人類がひとしく平和のうちに暮らせる世界が実現されることを願っています。

私たち札幌市民は、日本国憲法がかかげる平和の理念に基づき、非核三原則を守ることを誓い、信義と公正を重んずる全世界の市民と相携えて世界平和の実現を望みつつ、ここに札幌市が核兵器廃絶平和都市であることを宣言します。

(平成4年3月30日)

# さっぽろ地球環境憲章

前章 わたしたちは、四季折々の美しい自然と豊かな文化を次世代へ伝え、地球と札幌のより良い環境を創造する札幌の市民です。

- 1章 豊かな水やみどりを守り、育むまちをつくります。
- 2章 資源をむだなく使い、ごみの少ない循環型のまちをつくります。
- 3章 エネルギーの消費を減らし、自然エネルギーを活用するまちをつくります。
- 4章 環境に配慮した製品や食材を、進んで利用するまちをつくります。
- 5章 環境への負荷が少ない交通網を活用するまちをつくります。
- 6章 環境保全について学び、行動するまちをつくります。
- 7章 地球環境の改善に寄与し、世界の平和に貢献するまちをつくります。

(平成20年6月25日)

# 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

前文

すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にしている日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすることを約束しています。

子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます。

大人は、子ども自身の成長・発達する力を認めるとともに、言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもの権利を大切にすることは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持って生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点に立つてつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。

私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。

(平成20年11月7日制定)  
(平成21年4月1日施行)